資料５

町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領の一部改正について（案）

町田市バイオエネルギーセンター専門委員会は、町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定第１７条に定めるとおり、「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領」に基づき設置することとなっています。要領を一部改正することについて協議をお願いします。

１　改正理由

専門的な議論の継続性を担保するため、学識経験者である委員の任期を１年間から２年間に変更するものです。

２　改正内容

学識経験者である委員の任期を２年間とします。（要領　第５条）

３　施行期日

２０２４年４月１日から適用します。

____部分は改正部分

町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領

改正後	改正前
（任期） 第５条　委員の任期は、２年間とする。 但し、第３条第２号で選任された委員についてはその役職での任期と同じとする。 ２～４　略 第６条～第９条　略 附　則 本要領は、２０２４年４月１日から適用する。	（任期） 第５条　委員の任期は、１年間とする。 但し、第３条第２号で選任された委員についてはその役職での任期と同じとする。 ２～４　略 第６条～第９条　略